改正する規則をここに公布する。 岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例施行規則の

平成二十五年三月十九日

岐阜県規則第四号

部を改正する規則 岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例施行規則の一

一年岐阜県規則第八十四号)の一部を次のように改正する。 岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例施行規則 (平成二

第三条第三号中「(国及び地方公共団体の長が管理者である場合を除く。)」

第八条第三項第六号中「第二条第八項」を「第二条第九項」に改める。

第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。 第十一条第二項中「問い合わせ先」の下に「、周知地域の範囲」を加え、 同条第三項中

一周知地域の範囲

第十一条第三項に次の一号を加える。

四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

第十七条に次の一項を加える。

- 前項の周知を実施するときは、次に掲げる事項を表示するものとする。
- を有する者が当該意見を記載した意見書を提出することができること。 条例第二十四条第一項の見解について周辺地域の生活環境の保全上の見地から意見
- 二 事業者の問い合わせ先
- 三 周知地域の範囲
- 第一号の意見書の提出があったときは当該意見に対する見解の周知を行うこと。
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項
- 第二十五条中「変更されない」を「増加しない」に改める。

附則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。